

# IPEF(インド太平洋経済枠組み)協定(概要)

令和6年(2024年)9月  
外務省北米局北米第二課  
経済産業省通商政策局経済連携課

## 経緯

- 米国による主導の下、2022年5月バイデン大統領訪日時の中脳級会合においてIPEFの立ち上げを発表。
  - 本協定は、2022年9月のIPEF閣僚級会合(於:ロサンゼルス)の際に一致した4つの交渉分野には含まれなかったものの、IPEFの下における取組の効果的な実施に資するものとして、事後的に交渉対象に追加。
  - 2023年11月のIPEF首脳会合・閣僚級会合(於:サンフランシスコ)において交渉が実質妥結。
  - 2024年6月のIPEF閣僚級会合(於:シンガポール)において署名式を実施。
  - 2024年9月のIPEFオンライン閣僚級会合において、同年10月11日に発効予定である旨公表。
- 【交渉参加国:米、日、豪、NZ、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、インド及びフィジーの14か国。】

## 意義

- 本協定は、締約国がIPEFの下における協定を締結し、各協定を横断する事項を取り扱うための閣僚級の協議体を設置することにより、協定間の重複を避けるとともに、複数の協定に関わる取組の効果的な実施に資することができると思える。

## 概要

- 主に以下の事項について規定。
- (IPEF評議会)
- ✓ IPEFの下での協定(注)の全体としての運用に影響を及ぼす事項を検討。
- (注)IPEF貿易協定、IPEFサプライチェーン協定、IPEFクリーン経済協定及びIPEF公正な経済協定
- (合同委員会)
- ✓ IPEFサプライチェーン協定、IPEFクリーン経済協定及びIPEF公正な経済協定の実施又は運用に関連する事項を検討。
  - ✓ 上記3協定間の又は上記3協定全体における重複及び潜在的な抵触を軽減する方法を特定し、並びに上記3協定間の又は上記3協定全体における作業を可能とすることを目的として、上記3協定に基づく締約国の活動を監視。
- (年次会合)
- ✓ 可能な場合には、同時に、かつ、同一の場所において、IPEF評議会及び合同委員会の年次会合を開催。